

【建設連合国民健康保険の加入または支部移行される方へ】

1. 建設連合国民健康保険組合神奈川県支部は毎月1日加入の受付を行っています。
2. 受付締切日は加入月の前月20日前後に設定しておりますが、不備があった場合に備えて余裕をもってお手続きをお願いいたします。受付締切日は加入月によって異なりますので、受付締切日についてはお問い合わせまたはWEB上（「中小建」で検索）でご確認下さい。（資格取得日を遡っての加入手続きはできません）
3. 任意継続保険（退職後の健康保険継続）に加入している方について ※状況を詳しくお知らせください
任意継続保険に加入している方は、任意継続保険の資格喪失日より加入することが出来ます。但し、任意継続保険の資格喪失日が当建設国保組合の加入日と同日または加入日以降の場合のみとなります。任意継続保険の資格喪失日より当組合加入日が後になる場合は無保険扱いとなりますので、一旦、市町村の国民健康保険へ加入していただく必要があります。十分ご注意下さい。
4. **加入手続きは対面のご本人確認が必須です。神奈川県中小建設業協会へお越しになる場合は事前予約が必要です**
締切日までに加入時に必要な保険料等の納付が完了し、書類に不備が無いことが確認できた場合のみお手続きを進めさせていただきますので、ご了承ください。特に労働保険同時加入の場合は国から対面受付を指導されておりますので、遠隔地である場合や多忙のため窓口までお越しいただけない場合は、公式LINEでのリモート受付（ビデオ電話）をご利用ください。

ご提出いただく書類は、神奈川県支部からお渡しする(1)～(5) + 添付(6)～(9)になります。

「中小企業みらいサポート」で労働保険を同時加入・または既にご加入の方は(9)の書類を省略できる場合があります。

【ご記入いただく書類】 ※ **本人控** がある申請書類は受付印を押印して保険証と一緒に返却しますので取り外さずご提出下さい。

指定の申請書類	連絡事項
(1) 協会入会申込書（黄色の用紙） <small>※労働保険事務組合と同時加入の場合は、共通書類ですので1枚だけご提出ください</small>	両面記入 裏面の会規をお読みの上、署名・押印をして下さい。
(2) 加入申込書（3枚複写）または支部移行申込書	住所は住民票表記と同様にご記入ください。（××丁目…等） 個人番号欄には、住民票記載の個人番号を確認し転記してください。
(3) 同意書（2枚複写）	簡単な書類審査を行いますので、同意事項・誓約事項をお読みの上、署名・捺印をして下さい。 ※複写用紙まで押印が必要です
(4) 誓約書（3枚複写）	
(5) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚複写）	記入モレ・印鑑相違のないようにして下さい。 労災保険・建退共に同時加入する場合は、労働保険事務組合用として別途提出が必要です。 ※金融機関へ提出は不要です。

【添付書類】

書 類	連絡事項
<p>(6) マイナンバー入りの 世帯全員記載住民票（原本） 3か月以内に取得したもの</p>	<p>▼住民票を取得するときの注意事項</p> <p>* ①世帯主の氏名 ②続柄 ③旧住所 ④マイナンバー（個人番号） ⑤加入しない家族も含む世帯全員表記 が全て記載されたものをご用意ください。 <u>上記が確認できない場合は、再取得となりますのでご注意ください。</u></p> <p>* 家族に外国籍の方がいる場合は①国籍、②在留資格、③在留期間 ④在留期日が省略されていないもの</p> <p>* ご家族が加入する場合は原則、同一世帯が条件です。但し、就学のために組合員と異なる住所に住民票がある場合は在学証明書と対象者の住民票を添付してください。（第116条届併用）</p>
<p>(7) 身分証明書（写）</p>	<p>●組合員（代表者）の方のみご提出下さい。運転免許証・パスポートなど顔写真付</p>
<p>(8) * 市町村国保、他国保組合、社保任意継続の方 → 現在加入中の健康保険証（写） * 社保の方 → 健康保険資格喪失証明書等（原本）</p> <p>※状況によってご提出いただく書類が異なる場合があります。状況を詳しくお知らせください</p>	<p>●加入者全員分をご準備下さい。※無保険の方はお手続きできません</p> <p>①70歳以上の方は、「高齢受給者証」の写しを一緒に提出して下さい。</p> <p>②協会けんぽ等他の健康保険組合に加入している方、または社保任意継続の方が任意継続期間満了日より前に当組合に加入希望の場合は、「健康保険資格喪失証明書」または「健康保険資格喪失予定通知書」（加入日の3週間以内のもの）、脱退申出書等の喪失手続き中がわかる書類の收受印等がある書類のコピーを提出して下さい。なお、「健康保険資格喪失証明書」以外を提出した場合は後日、「健康保険資格喪失証明書」を追加で提出していただきます。</p> <p>加入中の健保組合により予定証明等が発行不可の場合は、別途ご相談ください。</p> <p>▼注意事項</p> <p>②に該当する場合、資格喪失日は当国保組合加入日が同日であること確認でき、資格取得日前までのお手続きが必要です。当組合の加入日以前に他の健康保険未加入期間がある場合は、一旦、市町村国民健康保険へ加入することが必要になります。市町村国保未加入期間分を遡って当国保組合への加入はできません。</p>
<p>(9) 建設業の業種、個人事業である証明書類</p> <p>※業種については次ページの「建設連合国保が定める組合員の業種」に記載されている業種が確認できることが必要です。</p> <p>※提出された書類状況によって業種と状況の確認が難しい場合は、複数の書類を合わせて確認いたします</p> <p>※「建設設計業」「測量業」「地質調査業」の方は、資格証の写しもお用意ください</p>	<p>●状況により下記の優先順が高い方から1点をご準備下さい（番号は優先順）</p> <p>①最新の確定申告書第一表の写し（税務署受付印、電子申告証明等があるもの）</p> <p>・但し、職業欄に建設業の具体的な業種（例：大工・電気工事・建設設計業等）がわかるもの（わかりにくい場合は他の資料と合わせてご提出ください）</p> <p>②労働保険特別加入届の写し（国へ提出した書類）</p> <p>・当組合加入日から1年以内のもの</p> <p>・具体的な業種（例：大工・電気工事・設計業等）が明記しているもの</p> <p>・当協会で労災保険に同時または直近加入の場合は、当組合で準備いたします。但し、労災加入日は国保加入日と同日かそれ以前であること</p> <p>③個人事業所の開業届の写し（税務署受付印があるもの）</p> <p>・当組合加入日から1年以内のもの</p> <p>④見積書・請求書・請負契約書のいずれかの写し</p> <p>・当組合加入日から1年以内のもので、取引内容から建設業の業種がわかるもの。事業主の住所、屋号、個人名の記載があり押印されたもの。</p> <p>（従業員の方）雇用証明書</p> <p>・個人事業所の従業員の方はこちらの提出をして下さい。様式の指定はありませんが①建設業②当国保組合が定める業種であること③従業員数が常時5人未満であることがわかる内容をご用意ください。</p> <p>当組合様式の雇用証明書様式を希望される方は別途送付しますので、支部へご請求ください。</p>
<p>(10) 引落口座確認書類等と届出印 ※窓口で手続きする方のみ</p>	<p>口座番号がわかる通帳またはキャッシュカード及び届出印をご持参下さい。 事前にご記入の上持参される場合は不要です。（他に手続きがある場合は必要）</p>